

令和5年度 第1回 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

内容承認	会長承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	令和5年度 第1回 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会		
日時	令和5年6月8日(木) 午後1時～3時		
場所	岸和田市役所 第2委員会室		
出席委員	石元会長、中川副会長、富田委員、辻坂委員、三森委員、宮前委員、清遠委員、柿本委員、小西委員、谷委員、内田委員、池内委員、三宅委員 (以上 13名出席、1名欠席)		
事務局	谷口市民環境部長、今橋人権・男女共同参画課長、 達人権推進担当長、吉本、岡本		
関係者	関根人権教育課指導主事		
傍聴人数	1人		
次第	①令和4年度 実績報告について ②令和5年度 実施計画について 1) 人権施策推進プランの年間スケジュールについて 2) 重点施策について 3) 実施計画書について		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 令和4年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書 …資料1-1 ・ 令和4年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書【評価一覧】 …資料1-2 ・ 人権施策推進プラン 年間スケジュール …資料2 ・ 岸和田市人権施策推進プラン 令和5年度重点施策 …資料3 ・ 令和5年度 岸和田市人権施策推進プラン 実施計画書 …資料4 ・ 令和5年度 岸和田市人権施策推進本部 本部会での主な意見 …資料5 		

<審議概要>

会 長

ただいまより、令和5年度第1回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。次第に沿って会議を進めてまいります。

まずは、議事①令和4年度実績報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1-1、資料1-2について説明)

会 長

ただいま、資料1-1と資料1-2に基づき、昨年度の実績報告についての説明がありました。委員の方々、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

委 員

資料1-2の26ページ、ハラスメント防止に関する啓発についての評価が2.5点とありますが、これは啓発ができなかったためなのでしょうか。

また、4ページの女性差別撤廃に向けた取組の推進の中で事業所における差別解消などの取組の支援についても評価が2.5点になっています。これは事業所に対する働きかけが弱いということなのか、それとも、実際に働きかけができなかったという意味なのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

事務局

資料1-2の26ページ、労働者をめぐる人権におきましてのハラスメントの防止に関する啓発についてですが、当初はハラスメントに対する研修会の実施を企画していました。しかし、講師や研修会の調整において、ハラスメントについてではなく別の課題についての研修を実施いたしました。そのため、令和4年度はハラスメントに関しての研修会ができませんでした。

従いまして、担当課としては、やはり計画どおりハラスメントについての施策を推進していかなければならないということで企画の見直しなどを含め改善が必要としたうえで、今年度を実施していきたいと考えています。

委 員

ハラスメントの研修はできなかったということですよ。ハラスメントの研修を実施する予定だったけれども他の課題を優先したので、令和4年度はできなかったということでしょうか。ハラスメントに関する啓発は重要ですよ。他の課題と合わせて二本柱で並行し

てやるべきだったと思います。同時に2つの課題に取り組むことが難しいから1つの課題を優先し、他の課題は来年度に回すと考えたということでしょうか。そのあたりはどのようなのでしょうか。

事務局

ハラスメントの防止に関する啓発は、人権施策推進プランの個別事業に掲げています。令和4年度実施計画の策定にあたって、ハラスメントの防止と他の人権課題の両立をというところで実施計画を作成しておりましたが、研修会等の実施にあたり、講師の調整などの結果、ハラスメントの防止に関する啓発について実施できませんでした。

しかし、委員からご指摘いただきましたように本来は両立しなければならないものが、実施できなかったということで、今年度は計画を見直して施策を推進したいと考えています。

委員

講師が見つからないという理由でやめるのは、どのようなのでしょうか。やることがわかっていたらそれに合わせて人材を大学の先生や教育機関などに相談しながら依頼すれば可能であったと思うのですが、できない理由が人材の確保ができなかったということであれば納得できません。

事務局

令和4年度の推進プランについてですが、令和4年3月に人権施策推進プランを改訂後、プランの進行等を管理・推進する庁内体制を作り、その後実施計画を関係各課において作成しました。その際担当課の作業が遅れ、令和4年度の実施計画の作成が7月となってしまいました。そしてプランの各個別事業に基づき各担当課でプランに従った個別事業を作成しましたが、担当課によっては7月以前に講座や研修などの年間スケジュールを決定し、すでに講座や研修会を実施していました。このため、7月以降に計画したプランによる施策が達成できないこととなりました。

この結果を踏まえ、令和5年度については令和5年3月に実施計画を作成し、4月から実施計画に従って施策の推進に取り組んでいるところです。

会長

そういった事情で実施できなかったということですが、1年365日あるわけですから、その中の1日で実施することは難しくないことだとも思いますので、こういったことは決してないように今年度からしっかりと計画を立てて実施できるよう、各課へ徹底するように事務局からも伝えていただければと思います。委員、よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。

委員

今、質疑のありました資料 1-2 の 26 ページの労働者をめぐる人権の No186~188 について、質問させていただきます。

事務局からは啓発事業が実施できなかったとの説明がありましたが、資料 1-1 の 55 ページに No186 の啓発事業などの実施における取組実績と担当課の評価のところ、①市内事業所を対象にした研修会を実施したとありますが、これは啓発事業を行ったということになるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

事務局

資料 1-1、55 ページの No186 ですが、ハラスメント防止に関する啓発事業の実施は、2 つの課が担当しています。今、委員からご指摘いただいた取組実績は、そのうちの 1 つの担当課によるものです。取組実績①に記載のとおり市内事業所を対象に令和 5 年 1 月にハラスメントをテーマとした講演会を行ないました。委員からおっしゃっていただきましたように、担当課の 1 つにおいては、これらのハラスメントに関する研修会というのは事業所を対象に行っています。しかしながら、もう 1 つの担当課では、先ほどご説明しました研修会の日程調整などによりまして、ハラスメントに関する研修会が実施できず、1 点という評価になっています。

続きまして資料 1-2 の 26 ページの No186 についてです。先ほど、令和 4 年度の実績として 2.5 点という低い点数となった理由に関するご質問をいただきました。この 2.5 点という点数についてですが、資料 1-1 の No186 において担当課の 1 つが 4 点、もう 1 つの担当課が 1 点ということで合計 5 点になり、2 つの課で個別事業を実施していますので平均値である 2.5 点という評価になりました。

点数が低いことについて施策が実施できていないのではないかとのご指摘をいただきましたので、1 点という評価についてのご説明をさせていただきました。

委員

ありがとうございました。

委員

行政施策の評価検証についてはどの自治体でも大きな課題となっています。岸和田市は数値による 5 段階評価で行っているわけですが、それぞれの課によって評価の仕方にばらつきが出てくると思います。ばらつきが出ないようにするための評価基準というのは定めているのですか。

事務局

各課における達成度・評価というものについては、各課での自己評価となっております。そのため、課題のとらえ方によって各課にばらつきが生じる可能性のある評価の仕方となっております。ただし、評価に対する考え方として各課に評価基準表を配布しています。

一例として申し上げますと、取り組み内容のほぼ100%を達成できた場合は5点、75%までの達成度の場合は4点、50%までの達成度の場合は2点から3点、施策を実施できていないような場合は1点といった、一定の評価基準というものを各課に提示しています。

委員

人権に関わる内容を数値で表すのは非常に難しいと思います。例えば、評価1と5は達成できたかどうかということでもわかりやすいのですが、その間の2と3と4はあいまいなところですね。

また、評価については、行政がどのような施策を行ったのかということになるのかと思います。例えば、研修会を何回行って何名参加したのかといった活動指標はよく見かけますが、その行政の施策を市民がどのように受け止めているのか、というようなことに関しても必要ではないかと感じています。

会長

委員ご指摘のように数値化するというのは非常に難しいところです。研修会などの参加人数が100人を超えると何点であるというような基準であれば点をつけやすいのですが、児童・生徒の人権意識がどう高まったのかというのは非常に把握しにくいと思います。

例えば、資料1-1の1ページNo1の人権教育の担当課のところで、教職員を対象とした研修を3回実施したとなっております。評価を見ると教育現場における幼児・児童・生徒の人権意識の高揚と実践力の向上につなげることができたとの記載がありますが、研修を実施してすぐにそういった効果が出るというのはなかなか考えにくいことだと思いますので、こういったところについて客観的な記述に努めるようにしていくことへの働きかけを今後ともよろしくお願ひしたいと思います。他にどうでしょうか。

委員

市に対してお願ひがあります。委員の皆様がおっしゃったように人権というものを評価するのは非常に難しいことだと感じています。人権施策推進プランにおいては、中間年に意識調査を行い、プランに基づく施策に取り組むことで市民の意識がどのように変化をしたのか、というところが最終的な評価になると思います。それまでは実績報告に基づき判断していくのですが、実績報告の内容は何をしたのかということになっているので、会長や他の委員がおっしゃったようにどう変化をしたのか、意識がどのように変わっていったのかということも分かるように工夫していただければと思います。

研修の参加者に対するアンケートで、こういうことで役に立ったとか、逆にマイナスのところがあったりする場合があります。研修を実施したことによってどのように参加者の意識が動いたり変わったりしたのかというようなところをアンケートから見つけてもらえればいいのかなと思いましたが、そのような報告の仕方についても今後は検討していただけたらと思います。

会 長

どうもありがとうございました。ただいまの様なご指摘をいただいたということで、それに沿って進めていくように努力したいと思います。他にどうでしょうか。

委 員

私は公民館活動などを行っていますが、そもそも公民館は人権学習をする一番の拠点だと思っています。公民館では、高齢者大学、女性学級などの団体が学習会を実施していますが、資料1-1の1ページや2ページに記載されているように、なぜ評価が1や3になるのかと思ってしまいました。

やはり、学習会是人権についての意識を持って取り組むことが必要であると思います。そのためにも、公民館の担当職員が働きかけを行って人権についての意識を持てるような学習内容にしていくことで、市民も人権に対する理解がより深まっていくように思います。そしてそのような学習会を重ねていくことで、多くの団体が積極的に人権についての学習会を行うようになると思っています。

会 長

公民館のことについて、事務局のほうからお答えすることはあるでしょうか。

事務局

ご指摘いただきましたように、公民館については低い点数になっていると思います。人権を主題とした講座を企画していましたが、多くの人に参加していただくことができなかったということで、低い点数となりました。この点数は自己採点ですが、参加した人数や実施回数などを考えたときに、まだまだ今後取り組まなければならないというところでこのような評価となっています。

委 員

先ほどから様々な意見が出ています。以前の審議会でも言いましたが、例えば岸和田市では岸和田市手話言語条例があります。手話言語条例の取組状況について、担当課は4という評価を行っていますが、当事者から見ると1ぐらいです。良くて2ぐらいです。なぜ4という高い評価になったのかを確認しますと、計画を作成し、その計画に沿って実施できたか

らとの説明をいただきました。担当課からは実施した施策をいくつか挙げて説明がありました。確かに施策に取り組んだことは知っていますが、それが市民に対して効果があったのかということが一番わかっているのは当事者です。評価は、計画通りに実施したことに対するものなので、ほとんどにおいて4という評価になっているわけです。計画通りに実行した事実だけをもって評価をしているのです。だからこそ、どこまでできるかはわかりませんが、アンケートを実施するなど、取り組んだ施策に対する効果についても考えてほしいと思っています

事務局

以前の審議会でご説明させていただいたように、各課において個別事業を達成するためにどのような取り組みを行うのかということを決和4年度に計画し、その計画した内容がどれだけ達成できたかということでの評価となっていますので、1点から5点の評価については委員がご指摘されたようなものとなっております。したがって、当事者の方からすると評価としてはなかなか甘い点数なのではないかというところでご指摘をいただいたと思っています。

評価のあり方としましては、具体的にこのような形に変更していきますというようなことを今この場でお答えすることはできませんが、先ほどからご指摘いただいておりますように、例えば研修会や講座などを行った際、アンケート等を実施して参加者からご意見をいただき、より実情に合った評価ができるように進めさせていただければというようには考えています。全庁的にすぐに改めていくことが可能かどうか現時点では言えませんが、今後各課に呼びかけなどを行っていくことについて、検討させていただければと思います。

会長

以前も出たご意見ですし、またこういうご指摘があったということも担当課にお伝えいただければというところです。他にどうでしょうか。

委員

実績報告書では、やさしい日本語を使った表現にしましたというように、様々な事業においてやさしい日本語が出てきます。また、人権施策推進プランの冊子についても、わかりやすい版というやさしい日本語が使われているものがあります。

このやさしい日本語については、岸和田市において講座やトレーニング基準といったものがあるのでしょうか。というのも、やさしい日本語は外国住民の方、あるいは知的障害や発達障害のある方にわかりやすく説明する言葉であるとされていますが、よくあるのが漢字にふりがなを付けただけで、難しい言葉は難しい言葉のまま、あまりやさしくない日本語というようになっているような資料も他の市町村や行政機関などで見かけることがあります。実績報告書では、行政文書によってはやさしい日本語の表現にできないものもあったと

いう記載がありました。どういうものがやさしい日本語の表現にできないのか、岸和田市に基準があれば、どのように運用されているのかを教えてくださいました。

事務局

岸和田市におけるやさしい日本語についての基準は、国際親善協会が作成いただいたやさしい日本語についての手引きというものがあります。この手引きを各課へ配布し、やさしい日本語についての資料作成をお願いしているところです。

やさしい日本語での対応ができていない部分があるというところについてのご指摘をいただきましたが、当課としましても職員の理解をもっと深めていくことが必要であると考えていますので、研修などを今後検討してまいります。

委員

ただいまの私の発言と市からの回答について、少し補足をさせていただきます。一例を挙げますと、先日市内の小学校の先生から国際親善協会に要望がありました。現在、その小学校では14名の外国人の生徒が学んでいます。その生徒たちに先生がやさしい日本語で指導するためにはどうしたらいいのかということだったのですが、例えば病気になって病院へ行ったときに、行政が作成するような難しい言葉のままの文章を例としてグループディスカッションをしていただきました。

やさしいというのは、イージー (easy) とカインド (kind) があると思います。国際親善協会では、イージーではなくカインドを重要視したいと思っており、その思いが幅広く伝わるように勉強会も行っています。協会は今後とも市と連携し、そういったことを取り組んでいきたいと考えています。

会長

どうもありがとうございました。

一点だけ指摘しておきたいのですが、資料1-1を見ますと色々な研修に取り組んでいることがわかります。教職員の方々が研修に取り組んでスキルアップをし、それを人権教育として実践していくことがわかるのですが、どういう人権教育に取り組んでいるのかが見えてこないのです。この資料では研修のところはよくわかるのですが、例えば4ページのNo4が学校園などにおける人権課題に関する取組の実施ということで主要課題ごとに掲載となっています。ところが11ページのNo29からはじまる女性問題については、女性にかかわる人権課題のところを見ますと、担当課の名前が出てこないで学校がどういうことに取り組んでいるのか、なかなか見えてこないということです。性的マイノリティの研修を実施したことでどのようにして児童生徒の理解を高めるような教育に取り組んだのか、何が課題であるのかが見えにくい。どういうことをやっているのかよく分からないので、その点を工夫していただきたいと思います。

2020年に岸和田市で実施した人権意識調査では、若い人ほどいわゆる自己責任論に依拠するような回答傾向が多いという結果になりました。例えば、企業には障害者の法定雇用率がさだめられているが、利益が第一だから障害者の雇用が進まなくても仕方がない。こういった意見を肯定する回答が一番多いのが、30歳未満で31%でした。70歳以上の人たちは20.9%です。障害者の雇用が進まなくても仕方がない、あるいは、いじめ問題はいじめを受ける子どもにも原因があるという意見を肯定する回答が、これも30歳未満が一番多かった。収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのはやむを得ない。これについても肯定する回答が18～29歳が一番多かった。

このような傾向は岸和田市だけでなく全国的なのです。人権意識調査でそのような結果になっているわけですから、それに対してどういった取り組みをするのかというような課題を掲げて取り組んでいく、そういったことが見えるような報告書の形式、これも工夫していただきたいと思います。

それでは、次に移ることにいたします。②令和5年度実施計画における1)人権施策推進プランの年間スケジュールについて、ご説明よろしく申し上げます。

事務局

(資料2について説明)

会長

年間スケジュールに対しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。こういった形で次回の審議会が1月頃に予定されているということです。もし何かありましたら後で出していただいても結構ですので、次の2)重点施策について、ご説明よろしく申し上げます。

事務局

(資料3について説明)

会長

ありがとうございました。今年度の重点施策について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委員

先ほどやさしい日本語についてのお話がありましたが、音声言語による日本語だけを対象に話を進めているのではないのでしょうか。意見を言うときにも、手話もひとつの言語である手話言語というのがあります。手話を頭に入れて発言している人が何人いるのでしょうか。手話通訳者がいればその人たちに任せてしまい、私は関係ないという態度、そのように

当事者が受け止めてもやむを得ない状況が、岸和田市だけではなく日本にまだまだ残っています。国連の障害者権利条約というのがあり、それに対して日本が総括所見を頂きました。国連からの障害者に対して足りないことの勧告が92項目もありました。聴覚障害者からすると手話を公用語にしていないということです。音声言語だけを標準語にしている。手話も標準語であると国連では認められているのですから、日本手話も合わせるという視点を持ち、人権推進に取り組んでほしいと思っています。それと同時に専門的な手話通訳者を養成する。訓練するという言葉をつかいますが訓練するということ、それを保証していくことが必要であるとはっきり示しています。やさしい日本語の中に手話も含める、手話でコミュニケーションする人に対してもう一つの手話、日本手話に対応できる配慮をやっていくということを含めてほしいと私は思っています。

それと同時に、配慮をする課題についてもすぐにはできないと思うのですが、各課においてどのようなことを指導しているという中身が見えてこないのです。地域にはそれぞれの障害のある人やそれぞれの国の言葉、文化そして民族や立場があり、一番いいコミュニケーションの方法が求められます。それに対してできる範囲で答えていくという考え方が大切だと思います。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえて、施策の推進に努めてほしいと考えています。聴覚障害者は日本手話でコミュニケーションをとっています。それに対していつでもどこでも手話ができるのかというとまだまだの状況です。目指すべき社会に少しでも近づいていくための努力というものを目にみえる形でやっていただきたい。それが本来の手話言語条例であると思います。手話言語条例の推進状況は、ほとんど進んでいないように思われます。なぜなら、さきほどの評価でもあったとおり推進委員会というチェックが機能していないのです。それもひとつの原因だと思うので、そのことも含めていただけたらと思います。

会 長

どうもありがとうございました。只今のご指摘に関しまして、事務局から答えることができる範囲でよろしく申し上げます。

事務局

ただいまご指摘の部分は、これまでもご指摘いただいていたところですが、岸和田市の取り組みの部分においてまだまだのところがあるというご指摘だと思います。以前の審議会におきましても、委員からこちらの分野にご指摘を頂戴いたしました。重点施策 No17 の「日本語の理解が」という部分が主には外国人を対象とするのかもしれませんが、委員がおっしゃったように、障害のある方なども対象に含まれるように思います。

また、No18 は様々な状況にある方に対しての情報伝達のあり方について考えていくということが、施策になるかと思えます。今回いただいたご意見につきまして、私ども市の職員

として、今後の研修や取り組みに反映させていただければと思います。

会 長

重点施策 No17 は、委員からご指摘があったように音声言語に限られるようにも読めますので、そういった誤解が生じないような書き方と取り組みをぜひやっていただきたいと思います。委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい、ありがとうございます。

会 長

時間も残り少なくなってきましたので、次に移りたいと思います。それでは、3) 実施計画書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料4、資料5について説明)

会 長

資料4と資料5について、まず私からお話しさせていただきます。1点、先ほどと重なりますが、資料4の2ページのNo4、学校園などにおける人権課題に関する取組の実施、これは人権教育の実施ということになったと思うのですが、主要課題ごとに掲載ということで、女性の人権課題のところにも2つの課で取り組んでいるはずなのに、もう一方の担当課の名前がありません。これについても、それぞれの人権課題に対してこういったことに取り組む、こういうところに焦点を当てて、あるいは重点を置いて取り組むというような課題を明記していただければ、学校園などにおける人権教育が可視化され、イメージがつかめるので、具体的な記述をぜひお願いします。

今回、重点施策として権利の理解を高めるということも挙げられています。これについては権利と義務を混同している人が少なくないという点が指摘されています。自分がどんな権利を持っているのか、それを知らなければ人権侵害とは何かもわからないので、ぜひそこを計画書に反映していただくようお願いします。

資料4と資料5について、皆さん、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委 員

岸和田市の現状としては、人権施策推進プランを令和4年3月に改訂しスタートさせたところなので、十分にできていない、まだまだ足りないところもあるかと思います。プランは市民との協働の中で市が行うものであり、市民との協働の中で取り組みますということ

が書かれていると思います。この審議会にも各団体の皆様がお越しになっておられます。例えば先ほど委員より公民館でこういうことをやっているならもっと声をかけてくれればいいのにといったご意見もありましたし、手話の言語をもっと知らせていく、あるいは親善協会の方の取り組みといった、たくさんの活動の場があると思いますので、市だけでやろうとせずに市民にも相談をしながら、できていないところをチェックするような場だけではなく本当に協働の場が進めばいいなと思いますので、ぜひそういったことも各課にお伝えいただければと思います。

会 長

どうもありがとうございました。そういったご意見もありましたので、ぜひ反映させていただきたいと思います。他にどうでしょうか。

委 員

資料4、No57の子育てにおける相談支援体制の充実についてですが、最後の箇所の子どもや家庭へ支援を行うというところにヤングケアラー等というのを付け加えていただければどうかと思います。

それからNo96ですが、岸和田市手話言語条例の周知及び施策の推進のところに、手話言語の周知・啓発に取り組むとあります。ここに手話の普及に取り組むという文言が入ればいいのではないかと思います。

会 長

ありがとうございました。この2点もぜひ反映させて下さい。

それでは、本日の議事をこれで閉じたいと思いますがよろしいでしょうか。皆さん、どうもありがとうございました。

以上で、令和5年度第1回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を終了いたします。